

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 73 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	姫路市家島町松島及び桂島地先		家島漁協 坊勢漁協	
	"	あまのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域			
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	"	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	点の位置			
	"	いぎす漁業	4月1日から11月30日まで	A 姫路市家島町桂島北端			
	"	あおさ漁業	10月1日から4月30日まで	B 姫路市家島町松島ヒラレの鼻			
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	C 姫路市家島町松島トビの鼻			
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	D 姫路市家島町三ツ頭島南端			
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	E 姫路市家島町小ツツラ島北の鼻			
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから16度550メートルの点			
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	イ Bから76度1,000メートルの点			
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	ウ Cから181度1,350メートルの点			
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	エ Dから195度550メートルの点			
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	オ Dから281度550メートルの点			
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで	カ Eから295度550メートルの点			
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	かめのて漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで				
"	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで				
"	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで				
"	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで				

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第73号

漁場の位置 姫路市家島町松島及び桂島地先

漁場の区域 次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 姫路市家島町桂島北端

B 姫路市家島町松島ヒラレの鼻

C 姫路市家島町松島トビの鼻

D 姫路市家島町三ツ頭島南端

E 姫路市家島町小ツツラ島北の鼻

ア Aから16度550メートルの点

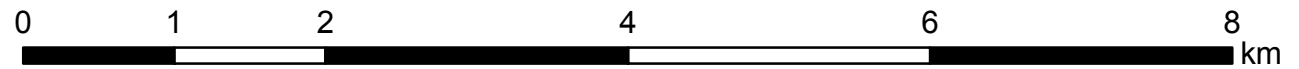
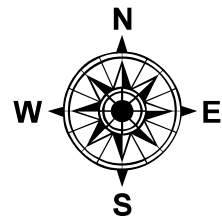
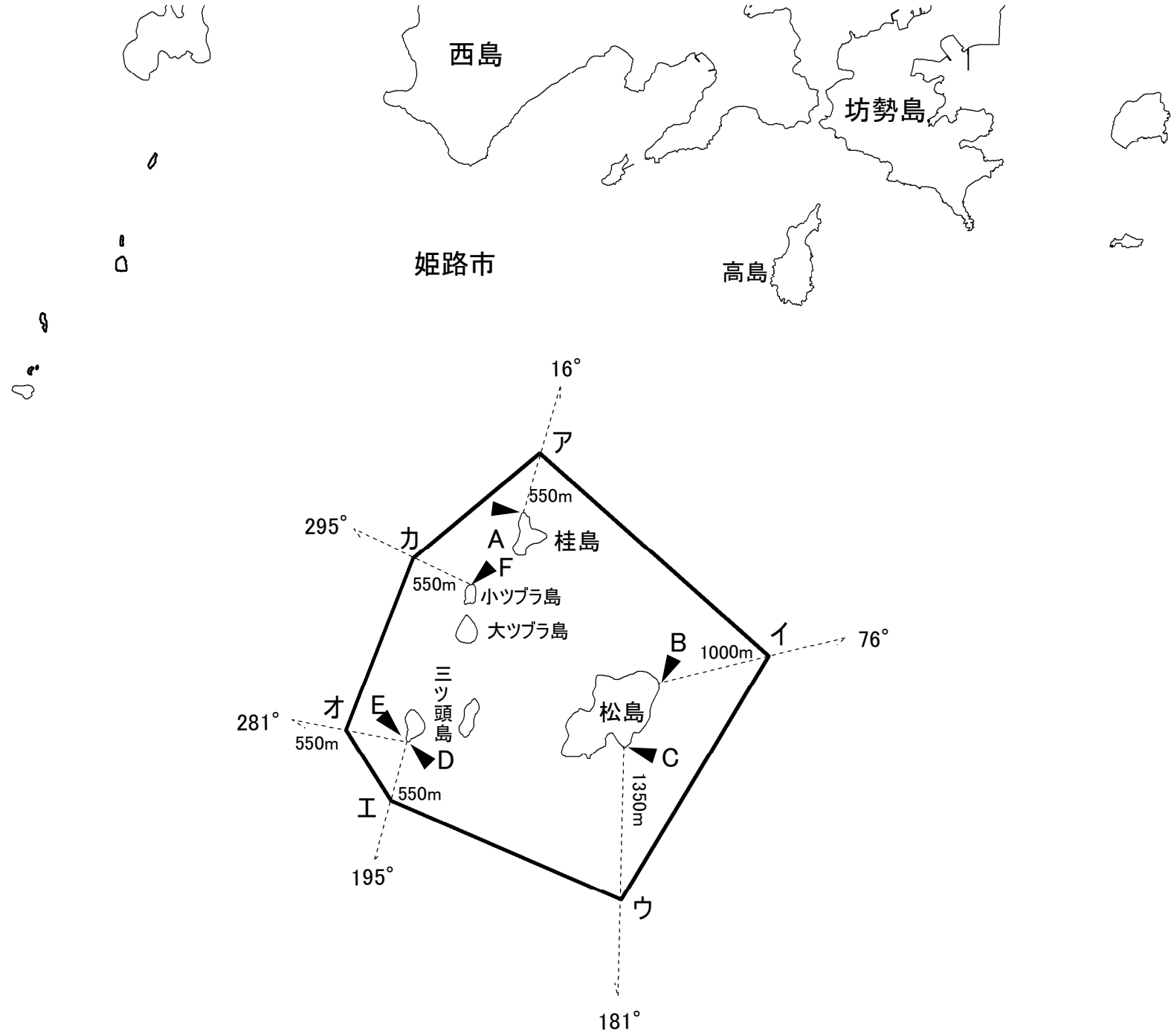
イ Bから76度1,000メートルの点

ウ Cから181度1,350メートルの点

エ Dから195度550メートルの点

オ Dから281度550メートルの点

カ Eから295度550メートルの点



平成25年9月1日 免許
共第73号漁場